

○ 自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準（平成十三年金融庁・国土交通省告示第一号）  
 （傍線又は赤字の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第2 傷害による損害                      傷害による損害は、積極損害（治療関係費、文書料その他の費用）、休業損害及び慰謝料とする。</p> <p>1 積極損害</p> <p>(1) 治療関係費</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 看護料</p> <p>ア 入院中の看護料                      原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に1日につき<u>4,200円</u>とする。</p> <p>イ 自宅看護料又は通院看護料                      医師が看護の必要性を認めた場合に次のとおりとする。ただし、12歳以下の子供の通院等に近親者等が付き添った場合には医師の証明は要しない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 近親者等                      1日につき<u>2,100円</u>とする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 休業損害</p> <p>(1) 休業損害は、休業による収入の減少があつた場合又は有給休暇を使用した場合に1日につき原則として<u>6,100円</u>とする。ただし、家事従事者については、休業による収入の減少があつた</p>	<p>第2 傷害による損害                      傷害による損害は、積極損害（治療関係費、文書料その他の費用）、休業損害及び慰謝料とする。</p> <p>1 積極損害</p> <p>(1) 治療関係費</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 看護料</p> <p>ア 入院中の看護料                      原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に1日につき<u>4,100円</u>とする。</p> <p>イ 自宅看護料又は通院看護料                      医師が看護の必要性を認めた場合に次のとおりとする。ただし、12歳以下の子供の通院等に近親者等が付き添った場合には医師の証明は要しない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 近親者等                      1日につき<u>2,050円</u>とする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 休業損害</p> <p>(1) 休業損害は、休業による収入の減少があつた場合又は有給休暇を使用した場合に1日につき原則として<u>5,700円</u>とする。ただし、家事従事者については、休業による収入の減少があつた</p>

ものとみなす。

- (2) (略)
- (3) 立証資料等により1日につき6,100円を超えることが明らか  
な場合は、自動車損害賠償保障法施行令第3条の2に定める金  
額を限度として、その実額とする。

### 3 慰謝料

- (1) 慰謝料は、1日につき4,300円とする。
- (2)・(3) (略)

### 第3 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益及び慰謝料等とし、自動車損害賠償保障法施行令第2条並びに別表第1及び別表第2に定める等級に該当する場合に認める。

等級の認定は、原則として労働者災害補償保険における障害の等級認定の基準に準じて行う。

#### 1 逸失利益

逸失利益は、次のそれぞれに掲げる年間収入額又は年相当額に該当等級の労働能力喪失率(別表Ⅰ)と後遺障害確定時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数(別表Ⅱ—1)を乗じて算出した額とする。ただし、生涯を通じて全年齢平均給与額(別表Ⅲ)の年相当額を得られる蓋然性が認められない場合は、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 幼児・児童・生徒・学生・家事従事者  
全年齢平均給与額の年相当額とする。ただし、59歳以上の者  
で年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合は、年齢  
別平均給与額の年相当額とする。
- (3) (略)

#### 2 慰謝料等

- (1) 後遺障害に対する慰謝料等の額は、該当等級ごとに次に掲げ

ものとみなす。

- (2) (略)
- (3) 立証資料等により1日につき5,700円を超えることが明らか  
な場合は、自動車損害賠償保障法施行令第3条の2に定める金  
額を限度として、その実額とする。

### 3 慰謝料

- (1) 慰謝料は、1日につき4,200円とする。
- (2)・(3) (略)

### 第3 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益及び慰謝料等とし、自動車損害賠償保障法施行令第2条並びに別表第1及び別表第2に定める等級に該当する場合に認める。

等級の認定は、原則として労働者災害補償保険における障害の等級認定の基準に準じて行う。

#### 1 逸失利益

逸失利益は、次のそれぞれに掲げる年間収入額又は年相当額に該当等級の労働能力喪失率(別表Ⅰ)と後遺障害確定時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数(別表Ⅱ—1)を乗じて算出した額とする。ただし、生涯を通じて全年齢平均給与額(別表Ⅲ)の年相当額を得られる蓋然性が認められない場合は、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 幼児・児童・生徒・学生・家事従事者  
全年齢平均給与額の年相当額とする。ただし、58歳以上の者  
で年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合は、年齢  
別平均給与額の年相当額とする。
- (3) (略)

#### 2 慰謝料等

- (1) 後遺障害に対する慰謝料等の額は、該当等級ごとに次に掲げ

る表の金額とする。

① 自動車損害賠償保障法施行令別表第 1 の場合

第 1 級	第 2 級
<u>1,650万円</u>	<u>1,203万円</u>

② 自動車損害賠償保障法施行令別表第 2 の場合

第 1 級	第 2 級
<u>1,150万円</u>	<u>998万円</u>
第 3 級	第 4 級
<u>861万円</u>	<u>737万円</u>
第 5 級	第 6 級
<u>618万円</u>	<u>512万円</u>
第 7 級	第 8 級
<u>419万円</u>	<u>331万円</u>
第 9 級	第 10 級
<u>249万円</u>	<u>190万円</u>
第 11 級	第 12 級

る表の金額とする。

① 自動車損害賠償保障法施行令別表第 1 の場合

第 1 級	第 2 級
<u>1,600万円</u>	<u>1,163万円</u>

② 自動車損害賠償保障法施行令別表第 2 の場合

第 1 級	第 2 級
<u>1,100万円</u>	<u>958万円</u>
第 3 級	第 4 級
<u>829万円</u>	<u>712万円</u>
第 5 級	第 6 級
<u>599万円</u>	<u>498万円</u>
第 7 級	第 8 級
<u>409万円</u>	<u>324万円</u>
第 9 級	第 10 級
<u>245万円</u>	<u>187万円</u>
第 11 級	第 12 級

	<u>136万円</u>	<u>94万円</u>
第 13 級		第 14 級
57万円		32万円

- (2) ① 自動車損害賠償保障法施行令別表第 1 の該当者であつて被扶養者がいるときは、第 1 級については1,850万円とし、第 2 級については1,373万円とする。
- ② 自動車損害賠償保障法施行令別表第 2 第 1 級、第 2 級又は第 3 級の該当者であつて被扶養者がいるときは、第 1 級については1,350万円とし、第 2 級については1,168万円とし、第 3 級については1,005万円とする。
- (3) (略)

第 4 死亡による損害  
死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、死亡本人の慰謝料及び遺族の慰謝料とする。

後遺障害による損害に対する保険金等の支払の後、被害者が死亡した場合の死亡による損害について、事故と死亡との間に因果関係が認められるときには、その差額を認める。

1 葬儀費  
葬儀費は、100万円とする。

## 2 逸失利益

- (1) 逸失利益は、次のそれぞれに掲げる年間収入額又は年相当額から本人の生活費を控除した額に死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数 (別表 II—1) を乗じて算出する。

	<u>135万円</u>	<u>93万円</u>
第 13 級		第 14 級
57万円		32万円

- (2) ① 自動車損害賠償保障法施行令別表第 1 の該当者であつて被扶養者がいるときは、第 1 級については1,800万円とし、第 2 級については1,333万円とする。
- ② 自動車損害賠償保障法施行令別表第 2 第 1 級、第 2 級又は第 3 級の該当者であつて被扶養者がいるときは、第 1 級については1,300万円とし、第 2 級については1,128万円とし、第 3 級については973万円とする。
- (3) (略)

第 4 死亡による損害  
死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、死亡本人の慰謝料及び遺族の慰謝料とする。

後遺障害による損害に対する保険金等の支払の後、被害者が死亡した場合の死亡による損害について、事故と死亡との間に因果関係が認められるときには、その差額を認める。

1 葬儀費  
(1) 葬儀費は、60万円とする。

- (2) 立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、100万円の範囲内で必要かつ妥当な実費とする。

## 2 逸失利益

- (1) 逸失利益は、次のそれぞれに掲げる年間収入額又は年相当額から本人の生活費を控除した額に死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数 (別表 II—1) を乗じて算出する。

ただし、生涯を通じて全年齢平均給与額（別表Ⅲ）の年相当額を得られる蓋然性が認められない場合は、この限りでない。

- ① (略)
- ② 幼児・児童・生徒・学生・家事従事者  
全年齢平均給与額の年相当額とする。ただし、59歳以上の者で年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合は、年齢別平均給与額の年相当額とする。
- ③ (略)

- (2) (1)にかかわらず、年金等の受給者の逸失利益は、次のそれぞれに掲げる年間収入額又は年相当額から本人の生活費を控除した額に死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数（別表Ⅱ—1）を乗じて得られた額と、年金等から本人の生活費を控除した額に死亡時の年齢における平均余命年数のライプニッツ係数（別表Ⅱ—2）から死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数を差し引いた係数を乗じて得られた額とを合算して得られた額とする。ただし、生涯を通じて全年齢平均給与額（別表Ⅲ）の年相当額を得られる蓋然性が認められない場合は、この限りでない。

年金等の受給者とは、各種年金及び恩給制度のうち原則として受給権者本人による拠出性のある年金等を現に受給していた者とし、無拠出性の福祉年金や遺族年金は含まない。

- ① (略)
- ② 幼児・児童・生徒・学生・家事従事者  
年金等の額と全年齢平均給与額の年相当額のいずれか高い額とする。ただし、59歳以上の者で年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合は、年齢別平均給与額の年相当額と年金等の額のいずれか高い額とする。
- ③ (略)
- (3) (略)

3 死亡本人の慰謝料は、400万円とする。

ただし、生涯を通じて全年齢平均給与額（別表Ⅲ）の年相当額を得られる蓋然性が認められない場合は、この限りでない。

- ① (略)
- ② 幼児・児童・生徒・学生・家事従事者  
全年齢平均給与額の年相当額とする。ただし、58歳以上の者で年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合は、年齢別平均給与額の年相当額とする。
- ③ (略)

- (2) (1)にかかわらず、年金等の受給者の逸失利益は、次のそれぞれに掲げる年間収入額又は年相当額から本人の生活費を控除した額に死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数（別表Ⅱ—1）を乗じて得られた額と、年金等から本人の生活費を控除した額に死亡時の年齢における平均余命年数のライプニッツ係数（別表Ⅱ—2）から死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数を差し引いた係数を乗じて得られた額とを合算して得られた額とする。ただし、生涯を通じて全年齢平均給与額（別表Ⅲ）の年相当額を得られる蓋然性が認められない場合は、この限りでない。

年金等の受給者とは、各種年金及び恩給制度のうち原則として受給権者本人による拠出性のある年金等を現に受給していた者とし、無拠出性の福祉年金や遺族年金は含まない。

- ① (略)
- ② 幼児・児童・生徒・学生・家事従事者  
年金等の額と全年齢平均給与額の年相当額のいずれか高い額とする。ただし、58歳以上の者で年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合は、年齢別平均給与額の年相当額と年金等の額のいずれか高い額とする。
- ③ (略)
- (3) (略)

3 死亡本人の慰謝料は、350万円とする。

4 (略)

4 (略)

※今後の関係者との調整やパブリックコメントのご意見等を踏まえて、変更される可能性がある。

就労可能年数とライブニッツ係数表

(1)18歳未満の者に適用する表

Table with 5 columns: 年齢, 就労可能年数, 係数, 有職者, 係数. Rows 0-17.

(2)18歳以上の者に適用する表

Table with 12 columns: 年齢, 就労可能年数, 係数, 年齢, 就労可能年数, 係数, 年齢, 就労可能年数, 係数, 年齢, 就労可能年数, 係数. Rows 18-38.

(注) 1. 18歳未満の有職者及び18歳以上の者の場合の就労可能年数については、(1) 54歳未満の者は、67歳から被害者の年齢を控除した年数とした。(2) 54歳以上の者は、平均余命年数の1/2とし、端数は切上げた。2. 幼児・児童・生徒・18歳未満の学生及び働く意思と能力を有する者(有職者・家事従事者・18歳以上の学生以外)の場合の就労可能年数及びライブニッツ係数は、下記(例)に準じて算出する。(例) 3歳の場合(1) 就労の終期(67歳)までの年数64年(67年-3年)に対応する係数 19.119(2) 就労の始期(18歳)までの年数15年(18年-3年)に対応する係数 10.380(3) 就労可能年数 49年(64年-15年)(4) 適用する係数 8.739(19.119-10.380)

就労可能年数とライブニッツ係数表

(1)18歳未満の者に適用する表

Table with 5 columns: 年齢, 就労可能年数, 係数, 有職者・家事従事者, 係数. Rows 0-17.

(2)18歳以上の者に適用する表

Table with 14 columns: 年齢, 就労可能年数, 係数, 年齢, 就労可能年数, 係数, 年齢, 就労可能年数, 係数, 年齢, 就労可能年数, 係数, 年齢, 就労可能年数, 係数. Rows 18-38.

(注) 1. 18歳未満の有職者及び家事従事者並びに18歳以上の者の場合の就労可能年数については、(1) 52歳未満の者は、67歳とその者の年齢との差に相当する年数とした。(2) 52歳以上の者は、「第22回生命表(完全生命表)」による男又は女の平均余命のうちいずれか短い平均余命の1/2の年数とし、その年数に1年未満の端数があるときは、これを切り上げた。2. 18歳未満の者(有職者及び家事従事者を除く。)の場合の就労可能年数及びライブニッツ係数は次のとおりとした。(1) 就労可能年数 67歳(就労の終期)とその者の年齢との差に相当する年数から18歳(就労の始期)とその者の年齢との差に相当する年数を控除したもの(2) ライブニッツ係数 67歳(就労の終期)とその者の年齢との差に相当する年数に対応するライブニッツ係数から18歳(就労の始期)とその者の年齢との差に相当する年数に対応するライブニッツ係数を控除したもの

※今後の関係者との調整やパブリックコメントのご意見等を踏まえて、変更される可能性がある。

平均余命年数とライプニッツ係数表

年令	男		女		年令	男		女		年令	男		女		年令	男		女	
	平均余命年数	係数	平均余命年数	係数		平均余命年数	係数	平均余命年数	係数		平均余命年数	係数	平均余命年数	係数		平均余命年数	係数	平均余命年数	係数
0	78	19.555	85	19.684	27	52	18.418	59	18.876	54	27	14.643	33	16.003	81	7	5.786	10	7.722
1	77	19.533	84	19.668	28	51	18.339	58	18.820	55	26	14.375	32	15.803	82	7	5.786	9	7.108
2	76	19.509	83	19.651	29	50	18.256	57	18.761	56	25	14.094	31	15.593	83	6	5.076	9	7.108
3	75	19.485	82	19.634	30	49	18.169	56	18.699	57	24	13.799	30	15.372	84	6	5.076	8	6.463
4	74	19.459	81	19.616	31	48	18.077	55	18.633	58	23	13.489	29	15.141	85	5	4.329	7	5.786
5	73	19.432	80	19.596	32	47	17.981	54	18.565	59	22	13.163	28	14.898	86	5	4.329	7	5.786
6	72	19.404	79	19.576	33	46	17.880	53	18.493	60	22	13.163	27	14.643	87	5	4.329	6	5.076
7	71	19.374	78	19.555	34	45	17.774	52	18.418	61	21	12.821	26	14.375	88	4	3.546	6	5.076
8	70	19.343	77	19.533	35	44	17.663	51	18.339	62	20	12.462	25	14.094	89	4	3.546	5	4.329
9	69	19.310	76	19.509	36	43	17.546	50	18.256	63	19	12.085	24	13.799	90	4	3.546	5	4.329
10	68	19.275	75	19.485	37	42	17.423	49	18.169	64	18	11.690	24	13.799	91	3	2.723	5	4.329
11	67	19.239	74	19.459	38	41	17.294	48	18.077	65	18	11.690	23	13.489	92	3	2.723	4	3.546
12	66	19.201	73	19.432	39	40	17.159	47	17.981	66	17	11.274	22	13.163	93	3	2.723	4	3.546
13	65	19.161	72	19.404	40	39	17.017	46	17.880	67	16	10.838	21	12.821	94	3	2.723	4	3.546
14	64	19.119	71	19.374	41	38	16.868	45	17.774	68	15	10.380	20	12.462	95	2	1.859	3	2.723
15	63	19.075	70	19.343	42	37	16.711	44	17.663	69	15	10.380	19	12.085	96	2	1.859	3	2.723
16	62	19.029	69	19.310	43	37	16.711	43	17.546	70	14	9.899	18	11.690	97	2	1.859	3	2.723
17	62	19.029	68	19.275	44	36	16.547	42	17.423	71	13	9.394	18	11.690	98	2	1.859	2	1.859
18	61	18.980	67	19.239	45	35	16.374	41	17.294	72	13	9.394	17	11.274	99	2	1.859	2	1.859
19	60	18.929	66	19.201	46	34	16.193	40	17.159	73	12	8.863	16	10.838	100	2	1.859	2	1.859
20	59	18.876	65	19.161	47	33	16.003	39	17.017	74	11	8.306	15	10.380	101	1	0.952	2	1.859
21	58	18.820	64	19.119	48	32	15.803	38	16.868	75	11	8.306	14	9.899	102	1	0.952	2	1.859
22	57	18.761	63	19.075	49	31	15.593	37	16.711	76	10	7.722	14	9.899	103	1	0.952	2	1.859
23	56	18.699	62	19.029	50	30	15.372	36	16.547	77	9	7.108	13	9.394	104	1	0.952	1	0.952
24	55	18.633	62	19.029	51	29	15.141	35	16.374	78	9	7.108	12	8.863					
25	54	18.565	61	18.980	52	28	14.898	34	16.193	79	8	6.463	11	8.306					
26	53	18.493	60	18.929	53	27	14.643	34	16.193	80	8	6.463	11	8.306					

(注) 平均余命年数は「第20回生命表」による平均余命とした。

平均余命年数とライプニッツ係数表

年齢	男		女		年齢	男		女		年齢	男		女		年齢	男		女	
	平均余命年数	係数	平均余命年数	係数		平均余命年数	係数	平均余命年数	係数		平均余命年数	係数	平均余命年数	係数		平均余命年数	係数	平均余命年数	係数
0	80	30.201	86	30.710	27	54	26.578	60	27.676	54	28	18.764	34	21.132	81	8	7.020	10	8.530
1	79	30.107	86	30.710	28	53	26.375	59	27.506	55	27	18.327	33	20.766	82	7	6.230	10	8.530
2	78	30.010	85	30.631	29	52	26.166	58	27.331	56	26	17.877	32	20.389	83	7	6.230	9	7.786
3	77	29.910	84	30.550	30	51	25.951	57	27.151	57	26	17.877	31	20.000	84	6	5.417	8	7.020
4	76	29.808	83	30.467	31	50	25.730	56	26.965	58	25	17.413	30	19.600	85	6	5.417	8	7.020
5	75	29.702	82	30.381	32	49	25.502	55	26.774	59	24	16.936	29	19.188	86	5	4.580	7	6.230
6	74	29.593	81	30.292	33	48	25.267	54	26.578	60	23	16.444	28	18.764	87	5	4.580	7	6.230
7	74	29.593	80	30.201	34	47	25.025	53	26.375	61	22	15.937	27	18.327	88	4	3.717	6	5.417
8	73	29.481	79	30.107	35	46	24.775	52	26.166	62	21	15.415	26	17.877	89	4	3.717	6	5.417
9	72	29.365	78	30.010	36	45	24.519	51	25.951	63	21	15.415	26	17.877	90	4	3.717	5	4.580
10	71	29.246	77	29.910	37	44	24.254	50	25.730	64	20	14.877	25	17.413	91	3	2.829	5	4.580
11	70	29.123	76	29.808	38	43	23.982	49	25.502	65	19	14.324	24	16.936	92	3	2.829	4	3.717
12	69	28.997	75	29.702	39	42	23.701	48	25.267	66	18	13.754	23	16.444	93	3	2.829	4	3.717
13	68	28.867	74	29.593	40	41	23.412	47	25.025	67	17	13.166	22	15.937	94	3	2.829	3	2.829
14	67	28.733	73	29.481	41	40	23.115	46	24.775	68	17	13.166	21	15.415	95	2	1.913	3	2.829
15	66	28.595	72	29.365	42	39	22.808	45	24.519	69	16	12.561	20	14.877	96	2	1.913	3	2.829
16	65	28.453	71	29.246	43	38	22.492	44	24.254	70	15	11.938	19	14.324	97	2	1.913	3	2.829
17	64	28.306	70	29.123	44	37	22.167	43	23.982	71	14	11.296	18	13.754	98	2	1.913	2	1.913
18	63	28.156	69	28.997	45	37	22.167	42	23.701	72	14	11.296	18	13.754	99	2	1.913	2	1.913
19	62	28.000	68	28.867	46	36	21.832	41	23.412	73	13	10.635	17	13.166	100	2	1.913	2	1.913
20	61	27.840	67	28.733	47	35	21.487	40	23.115	74	12	9.954	16	12.561	101	2	1.913	2	1.913
21	60	27.676	66	28.595	48	34	21.132	39	22.808	75	12	9.954	15	11.938	102	1	0.971	2	1.913
22	59	27.506	65	28.453	49	33	20.766	39	22.808	76	11	9.253	14	11.296	103	1	0.971	2	1.913
23	58	27.331	64	28.306	50	32	20.389	38	22.492	77	10	8.530	14	11.296	104~	1	0.971	1	0.971
24	57	27.151	63	28.156	51	31	20.000	37	22.167	78	10	8.530	13	10.635					
25	56	26.965	62	28.000	52	30	19.600	36	21.832	79	9	7.786	12	9.954					
26	55	26.774	61	27.840	53	29	19.188	35	21.487	80	8	7.020	11	9.253					

(注) 平均余命年数は「第22回生命表(完全生命表)」による平均余命の年数とし、その年数に1年未満の端数があるときは、これを切り下げた。

※今後の関係者との調整やパブリックコメントのご意見等を踏まえて、変更される可能性がある。

別表Ⅲ

全年齢平均給与額(平均月額)

改正前

男子	415,400	女子	275,100
----	---------	----	---------

別表Ⅲ

全年齢平均給与額(平均月額)

改正後

男	409,100円	女	298,400円
---	----------	---	----------

(注)本表は、平成30年賃金構造基本統計調査第1表産業計(民営+公営)により求めた企業規模10~999人・学歴計の男女別の全年齢平均給与額(臨時給与を含む。)をその後の賃金動向を反映するため1.003倍し、その額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入したものである。

別表Ⅳ

年齢別平均給与額(平均月額)

年齢 歳	男子 円	女子 円
18	187,400	169,600
19	199,800	175,800
20	219,800	193,800
21	239,800	211,900
22	259,800	230,000
23	272,800	238,700
24	285,900	247,400
25	298,900	256,000
26	312,000	264,700
27	325,000	273,400
28	337,300	278,800
29	349,600	284,100
30	361,800	289,400
31	374,100	294,700
32	386,400	300,100
33	398,000	301,900
34	409,600	303,700
35	421,300	305,500
36	432,900	307,300
37	444,500	309,100
38	450,500	307,900
39	456,600	306,800
40	462,600	305,600
41	468,600	304,500
42	474,700	303,300
43	478,300	301,000

年齢 歳	男子 円	女子 円
44	482,000	298,800
45	485,600	296,500
46	489,300	294,300
47	492,900	292,000
48	495,500	291,800
49	498,100	291,700
50	500,700	291,600
51	503,300	291,400
52	505,800	291,300
53	500,700	288,500
54	495,500	285,600
55	490,300	282,800
56	485,200	280,000
57	480,000	277,200
58	455,400	269,000
59	430,900	260,900
60	406,300	252,700
61	381,700	244,500
62	357,200	236,400
63	350,100	236,400
64	343,000	236,400
65	336,000	236,500
66	328,900	236,500
67	321,800	236,500
68~	314,800	236,600

(注)本表は、平成12年賃金センサス第1巻第1表産業計(民・公営計)によりもとめた企業規模10~999人・学歴計の年齢階層別平均給与額(含臨時給与)をその後の賃金動向を反映して0.999倍したものである。

別表Ⅳ

年齢別平均給与額(平均月額)

年齢 歳	男 円	女 円
18	193,200	171,100
19	211,400	188,800
20	229,600	206,500
21	247,900	224,200
22	266,100	241,900
23	277,100	249,600
24	288,000	257,200
25	298,900	264,900
26	309,800	272,600
27	320,700	280,300
28	330,500	283,000
29	340,200	285,700
30	350,000	288,400
31	359,700	291,200
32	369,500	293,900
33	377,900	296,600
34	386,300	299,300
35	394,600	302,100
36	403,000	304,800
37	411,400	307,500
38	418,800	310,100
39	426,200	312,600
40	433,500	315,100
41	440,900	317,700
42	448,300	320,200
43	454,100	321,500
44	460,000	322,700
45	465,900	324,000

年齢 歳	男 円	女 円
46	471,700	325,300
47	477,600	326,500
48	480,400	326,600
49	483,300	326,800
50	486,100	326,900
51	489,000	327,100
52	491,900	327,200
53	490,100	325,900
54	488,400	324,600
55	486,600	323,300
56	484,800	322,000
57	483,100	320,700
58	458,000	309,200
59	432,900	297,700
60	407,800	286,300
61	382,700	274,800
62	357,600	263,300
63	345,000	257,400
64	332,300	251,600
65	319,700	245,700
66	307,000	239,800
67	294,300	233,900
68	292,300	234,400
69	290,200	234,800
70	288,200	235,200
71	286,100	235,600
72	284,100	236,100
73~	282,000	236,500

(注)本表は、平成30年賃金構造基本統計調査第1表産業計(民営+公営)により求めた企業規模10~999人・学歴計の男女別の年齢階層別平均給与額(臨時給与を含む。)をその後の賃金動向を反映するため1.003倍し、その額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入したものである。

※今後の関係者との調整やパブリックコメントのご意見等を踏まえて、変更される可能性がある。